

青森県報

第四千百六十六号

平成二十八年
六月二十九日
(水曜日)

目次

規 則

青森県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則…………… (港湾空港課) …… 一

告 示

産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請…………… (環境保全課) …… 一

卸売業者の卸売業務を行う地方卸売市場の名称及び所在地の変更…………… (総合販売戦略課) …… 二

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程…………… (農村整備課) …… 三

公 告

平成二十七年年度の行政文書の開示の状況の公表…………… (総務学事課) …… 五

平成二十七年年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表…………… (同) …… 五

青森県徴税吏員証の無効…………… (税務課) …… 六

平成二十七年年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表…………… (環境保全課) …… 七

地籍調査の成果の認証…………… (農村整備課) …… 八

建設業者の許可の取消し…………… (東青地域県民局) …… 八

雑 報

右 同…………… (同) …… 九

規 則

青森県市町村職員共済組合公告…………… (市町村課) …… 九

青森県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十五号

青森県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

青森県港湾管理条例施行規則(平成十二年三月青森県規則第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十二号様式中「田々々々、田々々々」を「田々々々、田々々々」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年七月一日から施行する。

告 示

青森県告示第四百五十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の二の六第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があつたので、同条第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 名称

株式会社ウイズウェイストジャパン

2 住所

埼玉県さいたま市大宮区大成町二丁目二二四の一

3 代表者の氏名

代表取締役 山田 耕

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

三戸郡三戸町大字斗内字立花六四外

三 産業廃棄物処理施設の種類の種類

産業廃棄物の最終処分場（管理型）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油（タルピッチ類に限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条第十三号に掲げる廃棄物（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除き、自動車等破砕物を含み、汚泥、廃プラスチック類並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず並びにがれき類にあつては、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）並びに廃石綿等

五 申請年月日

平成二十七年十二月十日

六 申請書及び産業廃棄物処理施設を変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境保全課

三八地域県民局地域連携部八戸環境管理事務所

三戸町住民福祉課

2 期間

平成二十八年六月二十九日から同年七月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時まで

七 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の変更に關し利害關係を有する者は、知事に生活環境の

保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年八月十日

2 提出先

〒〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目一の一

青森県環境生活部環境保全課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる産業廃棄物処理施設の設置の場所及び種類
- (三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第四百五十二号

次の卸売業者の卸売業務を行う地方卸売市場の名称及び所在地について次のとおり変更があつたので、青森県地方卸売市場条例（昭和四十七年四月青森県条例第二十六号）第二十四条の規定により告示する。

平成二十八年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分		取扱品目の部類	変更年月日
		名称	住所		
青森県青果株式会社	青森県青果株式会社	青森県青果株式会社	青森県青果株式会社	青果部	平成二八年六月二十九日
青森県青果株式会社	青森県青果株式会社	青森県青果株式会社	青森県青果株式会社	青果部	平成二八年六月二十九日
青森県青果株式会社	青森県青果株式会社	青森県青果株式会社	青森県青果株式会社	青果部	平成二八年六月二十九日

青森県告示第四百五十三号

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程（昭和四十六年三月青森県告示第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号イ中「市町村農業委員会」を削り、同号ウ中「基盤整備促進事業（農用地等集団化事業及び地形図作成事業に限る。）」を「経営体育成促進換地等調整事業」に改め、同条第九号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「第六号様式」を「第七号様式」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 補助事業によつて取得し、又は効用の増加した財産について財産管理台帳（第六号様式）その他関係書類を第十二条に規定する期間整備保管すること。

第七条中「第七号様式」を「第八号様式」に改める。

第八条中「第八号様式」を「第九号様式」に改める。

第九条中「第九号様式」を「第十号様式」に改め、同条第一号中「第十号様式」を「第十一号様式」に改め、同条第二号中「第十一号様式」を「第十二号様式」に改め、同条に次の一号を加える。

四 財産管理台帳（第六号様式）の写し

第十条中「取得価額」の下に「又は効用の増加価額」を加える。

第十一条の見出しを「（財産処分の承認願）」に改め、同条中「第十二号様式」を「第十三号様式」に改める。

本則に次の一条を加える。

（処分の制限を受ける期間）

第十二条 規則第十九条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）に定める処分制限期間とする。

附則第三項を削る。

別表第一の第一号を次のように改める。

一 経営体育成促進 換地等調整事業	経営体育成促進 換地等調整事業実 施要領（平成六年 六月二十三日付け 六構改B第六三七 号農林水産省構造 改善局長通知）に 定める経営体育成 促進換地等調整事 業	(1) 市町村 (2) 土地改良 区 (3) 青森県土 地改良事業 団体連合会 (4) 農業協同 組合	経営体育成促 進換地等調整 事業の施行に ついて必要と する事業費	事業費の百分 の七十（中山 間地域等にお いて行われる ものにあつて は、百分の七 十五）以内
----------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------

別表第一の第二号中「共同施行者」の下に「（土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第一項の規定により土地改良事業を共同して行う数人の者をいう。以下同じ。）」を加える。

別表第二の第二号を削り、同表の第一号中「基盤整備促進事業（農用地等集団化事業及び地形図作成事業を除く。）」を削り、同号を同表の第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 経営体育成促進換地等調整事業	(1) 地区別調書 (2) 収支予算書（第一号様式） (3) その他知事が必要と認める書類	全事業主体
(4) 議事録謄本	(1) 土地改良区 (2) 農業協同組合	
(5) 事業施行に関する予算書の抄本	(1) 市町村 (2) 青森県土地改良事業団体連合会	

別表第三の第一号(1)及び(2)を削り、同号(3)中(2)に掲げるもののほか、「を削り、同(3)を同号(1)とし、同号(4)を同号(2)とする。

第一号様式の別紙の注の2中「底」を「底」及び「底」を「底」に改め、「底」を「底」に改め、

附 則

この規程は、告示の日から施行し、改正後の青森県団地宮土地改良事業等補助金交付規程の規定は、平成二十八年度分の補助金から適用する。

公 告

平成二十七年年度の行政文書の開示の状況の公表

青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）第二十条の規定により、平成二十七年年度の行政文書の開示の状況を次のとおり公表する。

平成二十八年六月二十九日

青森県知事 三 枝 申 郎

1 行政文書の開示請求の状況

実施機関	件数	処 理 の 状 況 (件)					
		開 示	一 部 開 示	不 開 示	却 下	取 下 げ	
知 事	2,042 (22)	1,714 (18)	255 (4)	26	1	37	21
病院事業管理者	11	9	1	1	0	0	0
議 会	27	12	12	2	0	0	1
教 育 委 員 会	43	32	10	1	0	0	0
選挙管理委員会	11	5	4	0	0	2	0
警 察 本 部 長	115	3	105	7	0	1	0
公立大学校/青森立保健大学	2	2	0	0	0	0	0
地方独立行政法人青森県産業技術センター	4	6	0	0	0	0	0
青森県土地開発公社	1	0	0	1	0	0	0
青森県道路公社	2	2	0	0	0	0	0
計	2,258 (22)	1,785 (18)	387 (4)	38	1	40	22

注1 () 内の数値は、前年度末に検討中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 不開示の計38件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは35件である。

3 1件の開示請求に対して複数の開示決定等をしたものがあるため、件数と処理の状況の合計とは一致しない。

2 行政文書の開示決定等についての不服申立ての状況

(1) 件数及び処理の状況

件数	処 理 の 状 況 (件)				
	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	取 下 げ
6 (3)	0	0	1 (3)	0	0
					5

注 () 内の数値は、前年度末に審理中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

(2) 不服申立てがあつた日から青森県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した日までの期間が90日を超えた事実
不服申立てがあつた日から審査会に諮問した日までの期間が90日を超えた事実は、なかつた。

(3) 審査会からの答申書の配付があつた日から裁決又は決定を行った日までの期間が60日を超えた事実
審査会からの答申書の配付があつた日から裁決又は決定を行った日までの期間が60日を超えた事実は、なかつた。

平成二十七年年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表

青森県個人情報保護条例（平成十年十一月青森県条例第五十七号）第四十九条の規定により、平成二十七年年度の実用状況を次のとおり公表する。

平成二十八年六月二十九日

青森県知事 三 枝 申 郎

1 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項

(1) 開示請求の件数及び開示等の処理の状況
イ 書面による開示請求の件数及び処理の状況

実施機関	件数	処理の状況(件)					
		開示	一部開示	不開示	却下	取下げ 検討中	
知事	69	51	9	0	0	9	0
教育委員会	3	2	1	0	0	0	0
人事委員会	1	1	0	0	0	0	0
警察本部長	13	0	11	2	0	0	0
計	86	54	21	2	0	9	0

注 不開示の計2件中、開示請求に係る個人情報保有していないことを理由とするものは2件である。

ロ 口頭による開示請求の件数

実施機関	件数
知事	27
病院事業管理者	42
教育委員会	9,269
人事委員会	59
警察本部長	130
公立大学法人青森県立保健大学	179
地方独立行政法人青森県産業技術センター	2
計	9,708

(2) 訂正請求の件数及び訂正等の処理の状況
訂正請求は、なかった。

(3) 利用停止請求の件数及び利用停止等の処理の状況
利用停止請求は、なかった。

(4) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての不服申立ての処理の状況

区分	件数	処理の状況(件)				
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ 審理中
開示決定等に係るもの	1 (1)	0	1 (1)	0	0	0
訂正決定等に係るもの	0	0	0	0	0	0
利用停止決定等に係るもの	0	0	0	0	0	0

注 () 内の数値は、前年度末に審理中であったものに係る係数であり、いずれも外数である。

(5) 苦情の申出の件数及びその処理の状況
苦情の申出は、なかった。

2 事業者が行う個人情報の取扱いに係る事項

(1) 苦情の申出及び相談の件数並びにこれらについての処理の状況

件数	処理の状況(件)	
	処理済	検討中
3	3	0

(2) 事業者に対する勧告の件数
事業者に対する勧告は、なかった。

(3) 事業者に対する説明又は資料の提出の要求の件数
事業者に対する説明及び資料の提出の要求は、なかった。

(4) 事業者が勧告に従わなかった旨等の公表の件数
事業者が勧告に従わなかった旨等の公表は、なかった。

青森県警察本部の取組

次の青森県徴税職員課で、紛失したから無効とする。

平成二十八年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	青森県徴税吏員証 (賦課徴収に関する質問並びに検査並びに提示及び提出の要求)
発行番号	第四六二六号
発行年月日	平成二十八年四月一日
紛失した者及び氏名	西北地域県民局税務部 主事 吉田圭一郎
紛失年月日	平成二十八年六月二日
紛失場所	青森市内

平成二十七年年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成十四年十二月青森県条例第七十九号) 第十一条の規定により、平成二十七年年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況を次のとおり公表する。

平成二十八年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 協議の件数
 - 1 事前協議 四百九十四件
 - 2 協議内容の変更の協議 四十四件
- 二 県外産業廃棄物の種類及び量

種 類	量
燃え殻	二八、九六七トン
汚泥	四五、二二六トン

廃油	三三、六三四トン
廃酸	三、二六二トン
廃アルカリ	五九五トン
廃プラスチック類	一一、二六八トン
木くず	五、八五三トン
動物性残さ(食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物をいう。以下同じ。)	一、二八一トン
と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	八〇二トン
金属くず	二三八トン
ガラスくず等(ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物をいう。以下同じ。)	二、四九〇トン
びん、陶磁器くずをいう。以下同じ。)	九、六〇〇トン
がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物をいう。以下同じ。)	三六、四三六トン
動物の死体(畜産農業に係るものに限る。)	五、二六一トン
ばいじん(特定の施設において発生するばいじん、集じん施設によつて集められたものをいう。以下同じ。)	一五九、七五九トン
感染性産業廃棄物	六五八トン
廃石綿等	五一三トン
燃え殻及びばいじんの混合物	一四、〇二〇トン
燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず等、鉱さい、がれき類及びばいじんの混合物	一、二八〇トン

汚泥及び廃油の混合物	二八〇トン
汚泥、廃プラスチック類及び金属くずの混合物	一〇トン
汚泥及び金属くずの混合物	一二二トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず及び繊維くずの混合物	三八一トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず及びガラスくず等の混合物	七、二五一トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず及びガラスくず等の混合物	八四〇トン
廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず等及びがれき類の混合物	四トン
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず及びガラスくず等の混合物	七一トン
廃プラスチック類及び金属くずの混合物	三二六トン
廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等の混合物	一、八五三トン
廃プラスチック類及びガラスくず等の混合物	六〇九トン
金属くず及びガラスくず等の混合物	五トン
金属くず、ガラスくず等及びびんさいの混合物	一トン
合 計	三七二、八八六トン

三 協定の締結の件数

四百九十四件

四 環境保全協力金の額

二千四百八十五万五千三百円

五 環境保全協力金の使途

県外産業廃棄物等適正処理推進事業費（県外産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るために行う事前協議、監視、指導等に要する経費）

不法投棄防止対策事業費（不法投棄防止対策のために行う監視、指導等に要する経費）

地籍調査の成果の認証

青森市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十八年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大 字 名	小 字 名
青 森 市	細 越	内長沢の一部

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 権藤鉄筋

二 氏名 権藤 貞一

三 主たる営業所の所在地 青森市自由ヶ丘二丁目一の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一〇〇三六三号

五 取消年月日 平成二十八年六月七日

六 取消しに係る建設業の許可

鉄筋工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十八年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社大樹設備工業
- 二 代表者の氏名 榑引 大樹
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字幸畑字阿部野二の五〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一二八二五号
- 五 取消年月日 平成二十八年六月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年三月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十八年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社児玉組
- 二 代表者の氏名 児玉 吉園
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字深浦字吾妻沢一四六の三七

- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一四一六五号
- 五 取消年月日 平成二十八年六月八日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可
取消しの原因となった事実

平成二十八年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

雑 報

青森県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法第二十二條第三項及び同法施行規程第六十七條の二並びに青森県市町村職員共済組合法第五條の規定に基づき、平成二十七年年度決算の要旨を公告する。

平成二十八年六月二十九日

青森県市町村職員共済組合

理事長 小 野 俊 逸

平成27年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務 組合等	合計
10	22	8	32	72

2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一般	市町村長	特定消防	長期	市町村長長期	任意継続	合計
組合員数(人)	16,386	35	2,460	0	5	434	19,320
給料月額(百万円)	6,211	25	922	0	3	149	7,310
一人当たり給料月額(円)	379,086	710,571	374,759	0	688,000	342,764	378,399

3 組合職員の数は、次のとおりである。(単位:人)

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	計
人員	21	5	0	3	3	1	33

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位:千円)

経 理 科 目	短 期		長 期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過的 長 期	預託金 管 理	経過的長 期預託金 管 理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
	(収 入)													
負担金	5,736,078	9,205,273	6,857,032	405,268	14,385				203,809	167,759				
掛金	5,884,354	4,652,671	4,660,014	405,263						161,318				
施設収入・商品売上											419,099			
連合会交付金									67,136	0			574	
組合員貸付金利息													133,885	
受託商品手数料														15,913
利息及び配当金							93,627	86,347	1,788	16,366	11,293	1,144,673	765	1
その他収入	582,710									91	68,108	104,661		0
他経理から繰入金									37,659		200,000			
前年度繰越支払準備金	924,931													
計	13,128,073	13,857,944	11,517,046	810,531	14,385	93,627	86,347	310,392	345,534	698,500	1,249,334	135,224	15,914	
(支 出)														
給付金	5,973,448													
役職員給与									149,808	40,251		22,764	18,130	6,221
旅費・事務費									12,410	3,796	950	5,327	4,368	908
商品仕入											423			
飲食材料費											85,612			
委託費									1,133	353	244,640			
委託管理費									1,198	694	50,907	182	182	48
支払利息							93,627	86,347			8,904	738,664	88,745	4,046
連合会払込金	146,408												6,477	
老人保健拠出金	69													
退職者給付拠出金	218,126													
負担金払込金		9,205,273	6,857,032	405,268	14,385									
掛金払込金		4,652,671	4,660,014	405,263										
貸付債権保全金														0
保険料									196	9	1,710	4	50	4,945
他経理へ繰入金	37,659									0		200,000		
その他支出	5,849,994								143,959	272,296	288,234	21,276	13,197	1,847
次年度繰越支払準備金	918,965													
計	13,144,669	13,857,944	11,517,046	810,531	14,385	93,627	86,347	308,704	317,399	681,380	988,217	131,149	18,015	
差引当期利益金		0	0	0	0	0	0	1,688	28,135	17,120	261,117	4,075		
差引当期損失金	16,596	0	0	0	0	0	0						2,101	
年度末資本剰余金										3,740	1,743,190			
年度末利益剰余金	590,656								162,691	1,404,783	253,080	17,286,637	1,325,611	404,823
年度末欠損金														

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口二枚二付十五円四十四銭